⑷　履行期限　平成31年３月29日（金）
⑸　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。共同企業体にあっては、技術提案の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加の場合の構成員は1,190点以上であること。
⑷　元請けとして、平成６年度以降に完成した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
　観客席数20,000席以上のスタジアムの新営工事
⑸　共同企業体で参加する場合の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体で参加する場合の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　次の要件を満たす監理技術者を本業務に専任で配置できること。また、当該技術者は技術協力業務に係る管理技術者を兼務する。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者
②　元請けである単体又は共同企業体の代表者として平成６年度以降に完成・引渡しが完了した以下の建築物の工事施工について、監理技術者又は主任技術者として専任された経験を有する者であること。
　延床面積10,000㎡以上かつ地上６階建て以上で地下階のある建築物の新営工事
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、配置予定の監理技術者には直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は競争に参加できないことがある。
⑾　競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から基本協定書の締結までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
⑿　上記１に示す工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒀　競争に参加しようとする者の間に説明書に示す基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒂　説明書の交付を受けた者であること。
3　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　担当予定技術者の能力
⑵　技術提案書の提出者の能力
⑶　業務の実施方針
⑷　課題についての提案
⑸　ヒアリング
4　手続等
⑴　担当部署　独立行政法人日本スポーツ振興センター　管理部調達管財課、電話03―5410―9140　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号
⑵　説明書の交付期間及び場所　平成26年８月18日から平成26年９月８日まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除く。９時00分から17時00分まで。⑴に同じ。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法　平成26年９月８日17時00分。⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　平成26年10月10日12時00分。⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。
5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　有
⑸　契約書等作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無　無
⑺　資料作成説明会を、競争参加資格確認申請書提出希望者を対象として、平成26年８月20日に行う。詳細は説明書による。
⑻　資料のヒアリングを行う。ヒアリングに際して、追加の資料を求めることがある。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑽　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を満たしていない者も上記４⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、上記４⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑾　詳細は説明書による。
6　Summary
⑴　Classification of services to be procured : 41
⑵　Subject matter of the contract : Pre-construction services and construction works for “the roof area” of the New National Stadium Japan.
⑶　Time-limit to submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 PM, 8, September, 2014.
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 12 : 00 PM, 10, October, 2014.
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement and Property Management Division, Department of General Affairs & Finance, Japan Sport Council 2―8―35 Kita-aoyama Minato-ku Tokyo Japan, 107―0061. TEL 03―5410―9140